

# 米国ドル建リタイアメント・インカム

＜米国ドル建年金支払型特殊養老保険＞ **無配当**

「米ドル」による老後資金準備と一定期間の死亡保障を希望される方に。

■この商品は以下の保障ニーズに応えられます。

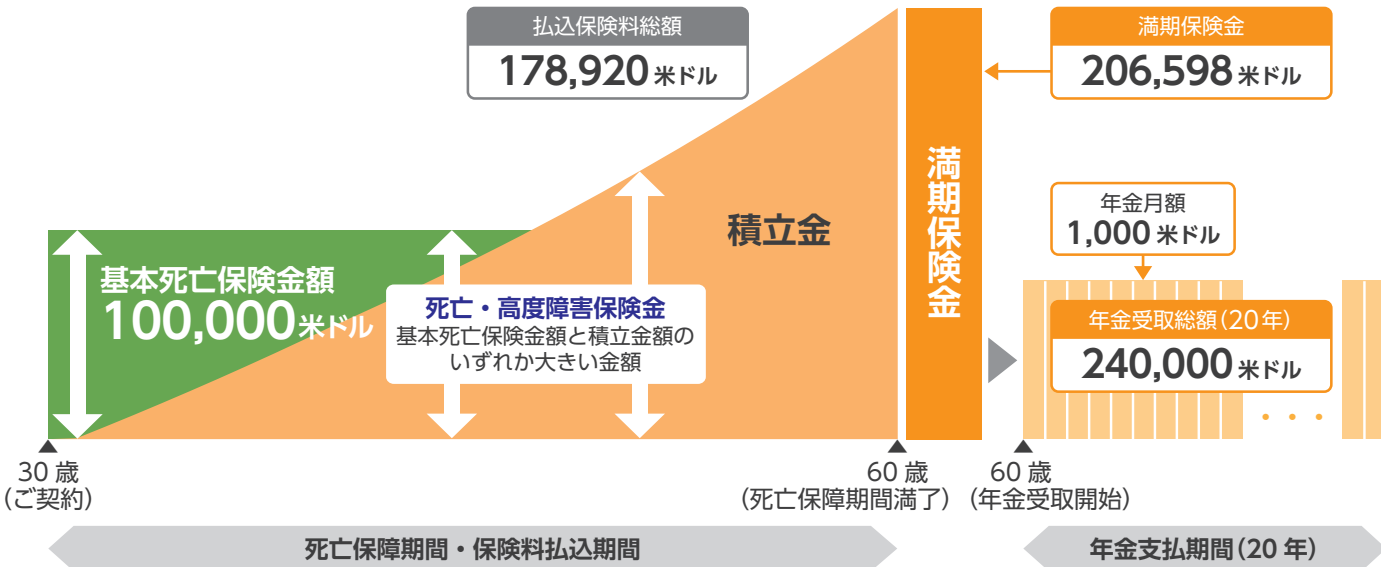
死亡・高度障害の保障	◎	介護の保障	-
医療費・入院費の保障	-	長生きに対する備え・資産の形成	◎

**ご契約例**

- 契約年齢(被保険者)：30歳(男性)
- 保険料払込期間：60歳
- 年金開始年齢：60歳
- 年金月額：1,000米ドル(年金額:12,000米ドル)
- 年金種類：20年確定年金
- 基本死亡保険金額：100,000米ドル(年金月額1,000米ドル×100)
- 月払保険料(口座振替)：497米ドル

(イメージ)

〈保険料払込期間が死亡保障期間と同じ期間の場合〉



※死亡保険金・高度障害保険金・満期保険金は重複してお支払いしません。

## 特徴

- 「米ドル建」による老後の資産形成が可能です。
- 年金開始日前日までは、死亡・高度障害状態に対する保障があります。
- 死亡保障期間満了後、年金または満期保険金をお受取りいただけます。  
※年金支払期間は、20年・40年からお選びいただけます(年金開始年齢が75歳以降の場合は、20年のみ)。
- 保険料の払込期間は、「死亡保障期間と同じ期間」でお払込みいただくタイプと「5年」でお払込みいただくタイプからお選びいただけます。

主な保障内容	死亡・高度障害	契約年齢範囲(被保険者)	0～70歳
保険期間	40歳～85歳(5歳刻み)	年金月額	200米ドル～7万米ドル
解約返戻金	あり	配当金	なし
付加できる主な特約	● 疾病障害による保険料払込免除特約	● リビング・ニーズ特約	

※お申込みに際しては上記以外にも制限があります。



### 為替リスクがあります

為替相場の変動により、保険金等の受取時の円換算額が、円でお払込みいただいた保険料総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

### 所定の費用・手数料がかかります

為替交換時(外貨⇄円)には為替交換手数料がかかります。その他、ご契約にかかる費用が発生する場合があります。

▶▶詳しくは、裏面をご確認ください。



ご注意ください

## 為替リスクについて

この保険は米ドル建であり、米ドルを円に換算するときに**為替相場の変動による影響を受けます**。したがって、年金受取総額等（米ドル）を円に換算した場合の金額が、お申込みいただいた保険料総額（円）を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります**。

- この保険にかかる**為替リスクは、契約者および受取人に帰属します**。
- 保険料は円でお申込みいただきます（円換算払込特約）。円でお申込みいただく保険料は、ジブラルタ生命所定の為替レートの変動に応じて、**毎回変動（増減）します**。

- 円で保険料等をお申込みいただく場合の為替レートと円で年金・保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の為替レートには為替交換手数料が含まれています。したがって、為替相場に変動がない場合でも、**お受取りになる円換算の金額がお払込みになった円換算の金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります**。

## ご契約にかかる費用について

- 保険関係費用**  
お申込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡保障等にかかる費用等に充てられ、それらを除いた金額が積立金等で運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障等にかかる費用等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢等によって異なるため、一律には記載できません。
- 外国通貨の取扱いによりご負担いただく費用**  
【円で保険料等をお申込みいただく場合の費用】  
ジブラルタ生命所定の為替レートには為替交換手数料（0.5円（\*1）／1米ドル）が含まれています。  
【円で年金・保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用】  
ジブラルタ生命所定の為替レートには為替交換手数料（0.01円（\*1）／1米ドル）が含まれています。  
【米ドルで年金・保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用】  
お取扱いの金融機関により、ジブラルタ生命が負担する送金手数料とは別に、お客さま負担となる諸手数料が必要な場合があります。（金融機関ごとに諸手数料は異なるため、一律に記載できません。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。）

- 年金支払期間中に年金で受取る場合にご負担いただく費用**  
年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%（\*1）を年金支払日の積立金から控除します。  
なお、主契約の年金月額が費用控除後の金額となっています。  
※「保険金等の支払方法の選択に関する特約」により、保険金・解約返戻金を年金で受取る場合も含まれます。
- 解約（減額）の際にご負担いただく費用**  
契約日から経過10年未満かつ保険料払込期間中に解約（減額）された場合、解約（減額）する責任準備金額から経過年数に応じた所定の金額（解約控除（\*2））をご負担いただきます。

（\*1）2022年4月1日現在の費用です。将来変更される可能性もあります。

（\*2）解約控除の金額は契約年齢・性別・保険料払込期間・保険料払込方法＜回数＞・保険金額等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載できません。

この資料は「米国ドル建年金支払型特殊養老保険」の商品概要について記載しています。記載の内容は2022年4月1日現在のものであり、今後変更される場合があります。商品内容等について、詳しくは『[契約概要](#)』『[注意喚起情報](#)』『[ご契約のしおり・約款](#)』をご覧ください。

<募集代理店>

<引受保険会社>

**ジブラルタ生命保険株式会社**

本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

ナンバー ジブロック

**0120-78-2269**（通話料無料）

【ジブラルタ生命のホームページ】<https://www.gib-life.co.jp/>